第6回 鳥取市市民自治推進委員会

日時 平成30年3月26日(月)14:00~16:00 場所 市役所本庁舎 4階第3会議室

— 次第 —

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 事
- (1) 説明•報告事項

平成 29 年度鳥取市市民まちづくり提案事業 【協働事業部門】(行政提案型事業) の実績報告について【資料1】

(2) 協議事項

平成 29 年度市民自治推進委員会活動報告書について【資料2】

- 4 その他
- 5 閉 会

第6回鳥取市市民自治推進委員会

配付資料一覧

【H30.3.26 (月)】

| 資料番号 | 資料のタイトル |
|------|---|
| 資料 1 | 平成29年度鳥取市市民まちづくり提案事業【協働事業部門】(行政提案型事業)事業実績一覧 |
| 資料 2 | 平成29年度市民自治推進委員会活動報告書(案) |

事業名 鳥取砂のルネッサンス 2017 ちびっこ砂像選手権

(団体名:鳥取砂のルネッサンス実行委員会)

【目的・ねらい】

全国でも砂像をモチーフにまちづくりを行っているところは数か所あり、日本一の砂場のまちとして、鳥取を砂像の聖地という位置づけまでブランディングしていく必要がある。ブランディングを確立することで、観光資源としての鳥取砂丘がより強い波及効果を与え、まちに活気が生まれてくる。目指す先は、札幌雪まつりに並ぶ、鳥取砂像まつり。砂像を中心に鳥取市民が一丸となり、観光客を誘致していく体制を整えていきたい。また、懸案事項となっている砂像彫刻家の育成に向けて若い世代に砂像にふれあっていただく機会を作り、鳥取市での砂像文化の醸成に取り組む。

【事業内容・結果】

鳥取駅前風紋広場内に設置した砂場エリアにて小学生以下によるミニ砂像コンテストを実施。2日目が悪天候により、当初予定を変更し、11月5日(日)に日程をずらし、事業実施。参加者の中から最優秀賞1名、優秀賞2名、ユーモア賞3名、リアルで賞2名を選び賞品を贈呈した。また、同志社女子大学 現代社会学部 現代こども学科の笠間教授のゼミ生徒が砂像制作講師及び運営補助として参加。

○参加者数 小学3年生から6年生 定員各6名 参加人数20名

| 事業費 | 鳥取市助成金 |
|----------|----------|
| 426,978円 | 400,000円 |

【目的・ねらいに対する成果など】

鳥取市の国内砂像選手権等事業にあわせて、ちびっこ砂像選手権を開催し、市内の子どもたちへ砂像を身近に感じてもらうとともに、砂と幼児教育を専門にしておられる同志社女子大学現代社会学部現代こども学科教授の笠間先生とその学生ボランティアと共同で事業を実施することにより、砂を通した交流と広がりの可能性を広げた取り組みとなった。事業の具体的な反省点は以下のとおり。

- ・子どもが砂をねんどのように扱っていたので、砂像という彫刻としてレベルアップしていけたらと思う。
- ・参加者からの意見として、砂絵の色を白と黒以外にも用意できたらという声もあった。
- そうすれば砂はもっといろんなことができるというアピールもできたのではないか。
- ちびっこ砂像選手権が最初何かわからなかったのか、あとで参加したかったという声もあった。
- ・賞状は子どもの自信につながった。
- ・写真は撮って残っていたが、雨の日の対策ができていなかったため砂像自体を残すことができなかった。

【協働による効果】

○提案団体(鳥取砂のルネッサンス実行委員会)

日本一の砂場のまちとして、鳥取を砂像の聖地とするブランディングに向けて、官民一体となった取組の一歩を踏み出すことができた。中心市街地で事業実施することにより、より多くの市民の方に砂像の取り組みを体感してもらい、市の砂像文化の醸成に貢献できたと考える。また、懸案事項となっている砂像彫刻家の育成に向けて、国内選手権を市が開催するのにあわせ開催したちびっこ砂像選手権においては、小学生の子どもを中心に改めて砂の魅力を伝えられたのではと考える。

〇行政(担当課:鳥取砂丘ジオパーク推進課)

これまで行政と市民との間で意識の隔たりがあり、市民レベルでの砂像の振興が進まなかった。この度の事業で「砂像のまち鳥取」を自発的に考えていただく機会を市民へ提供できた。

鳥取駅前で実施したことで、鳥取砂丘や砂の美術館を知っていても行ったことのない 方等にふらりと会場に立ち寄ってもらえた。また、すなばでの遊びを見たり砂像制作を 体験することにより「砂像のまち鳥取」を多くの方に実感してもらえた。

ちびっこ砂像選手権の周辺で開催された市事業の国内砂像彫刻選手権やシンボル砂像を間近で見ることにより、砂像彫刻により興味を持ってもらい、将来の砂像彫刻家の育成につながった。次回以降、対象年齢を広げてさらに多くの方にご参加いただけるよう検討していきたい。

砂の美術館との事業の相乗効果を図りながら、砂像のまち鳥取市を推進する核となる事業として継続して事業実施していきたい。

【事業の様子】







事業名 女性活躍応援事業

(団体名:鳥取の女性を応援する実行委員会)

【目的・ねらい】

地域で活躍する専門性を身に着けた女性が、輝きイキイキとしている姿を発信し、経 験や情報を提供・共有し、併せて技術を提供することで

- ① 鳥取の女性が社会で活躍するためのきっかけづくりをする。
- ② ロールモデルになる人材の育成や発掘。
- ③ 人脈づくりを通して、悩める女性の孤立化の防止と地域活性化をはかる。

【事業内容・結果】

《事業名》

女性がもっと輝くとっとりへ!キラリ★さきがけ塾

《実施日》平成29年12月9日(土)10~16時

《会場》カフェソースバンケット(鳥取市栄町401)

《内容》

講演会

「貴女は貴女で素晴らしい!貴女の花を咲かせよう!」

講師:一般社団法人ラブミー協会 小山吉美

- ・ロールモデルとなる地域の女性達と座談会
- ・地域で起業・フリーランスで活動するメンバー出店の各ブースで、体験・飲食・ワークショップを通じて対話・交流
- ・ストレスオフの機会の提案と体験
 - ○参加者数 160名 (講演会:120名)

| 事業費 | 鳥取市助成金 | |
|----------|----------|--|
| 400,000円 | 400,000円 | |

【目的・ねらいに対する成果など】

目標来場者100名を上回る約160名が来場された。来場者に書いていただいたアンケートには、講演会や座談会に参加し「前向きになれた」「参加者が多く関心の高さを感じた」「自分の人生を楽しむヒントになった」「なりたい自分になるために後押しをもらえた」などの声があり、地域で活躍している女性の姿や経験を身近なものとして感じてもらうことで、今後参加した人たちが社会で活躍するためのきっかけづくりをすることができた。ロールモデルとなる女性を中心として座談会が開催されたが、ネットワークが広がり人脈づくりができた。この中にはロールモデルとなるような人材がおり、人材の発掘にもつながった。今後はこのネットワークを生かし、さらなるロールモデルの人材の育成や発掘につなげることができるのではないかと考えている。男性の参加、

3世代での参加、要介護者とその家族で参加されるなど様々な方に関心を持ってもらえ、仕事や家庭のストレスオフの機会の必要性について理解してもらう機会となった。

【協働による効果】

〇提案団体(鳥取の女性を応援する実行委員会)

行政の持つネットワークで広範囲にわたり広報ができ、また本会の持つネットワークですばやく情報発信をすることができた。このことで多くの集客につなげることができた。

協働で事業を実施したことにより、今後の女性活躍推進への取組についてどうあるべきかなど行政と共有することができた。今後も協働でこのような事業を進めていくことが効果的だと考えている。

〇行政(担当課:男女共同参画課)

実行委員会と協働で実施したことで、行政主体で実施するよりも実行委員やイベントに携わる様々な人の能力やアイデアが発揮される自由度が増し、より市民の期待度に近いイベントが実施された。実行委員や携わったメンバーが「鳥取市女性人材バンク」に登録をされ、今後は、市の審議会委員等でも活躍が期待される。「女性の個人事業主と市長とのストリートミーティング」の実施など、地方創生の担い手として実質的に女性活躍に取り組むきっかけづくりとなり、来年度は、新規事業として予算化され、継続事業となった。

【事業の様子】



平成29年度 鳥取市市民自治推進委員会 活動報告書(案)

平成30年3月

鳥取市市民自治推進委員会

鳥取市市民自治推進委員会活動報告書

目 次

鳥取市市民自治推進委員会活動報告書

- 1. はじめに
- 2. 市民まちづくり提案事業の審査を行って
- 3. 市民活動表彰の審査を行って
- 4. 鳥取市協働のまちづくりガイドラインの策定および地区公民館の活用の 基本方針の策定について

参考資料

- 市民まちづくり提案事業助成金交付事業について 【市民活動促進部門】助成事業実績 【協働事業(行政提案型事業)部門】助成事業実績
- 2. 鳥取市市民活動表彰制度について
- 3. まちづくり協議会の活動状況について
- 4. 鳥取市市民自治推進委員会について 鳥取市市民自治推進委員会委員名簿、開催実績

1 はじめに

鳥取市市民自治推進委員会は、平成 20 年 10 月に施行された鳥取市自治基本 条例に基づき設置されている市長の附属機関です。

本委員会では、本市の参画と協働のまちづくり及び市民活動を一層推進する ために必要な調査、審議を行っています。また、市長の諮問に応じて、鳥取市 自治基本条例の適切な運用や見直しに関することを調査及び審議します。

今期の委員会は、平成 29 年 4 月から 2 年間の任期でスタートし、平成 29 年度は 1 年目の活動となりました。

本報告書は、前期の市民自治推進委員会(任期: H27.4.1~H29.3.31)が平成29年3月に市長に提出した「参画と協働のまちづくりの推進に関する意見書(以下「意見書」という。)」を踏まえ、当委員会が行ってきた平成29年度の活動について報告書としてまとめたものです。

2 市民まちづくり提案事業の審査を行って

市民まちづくり提案事業助成金交付事業は、地域の課題解決やまちの活性化のために、市民活動団体が自ら行う事業に対して助成を行う市民活動促進部門と、地域の課題解決に向けて行政からテーマを提示する行政提案型の協働事業部門があります。

市民活動促進部門は、鳥取市がボランティアセンター運営業務を委託している鳥取市社会福祉協議会で申請の受付、審査を行っています。審査会を開催する鳥取市社会福祉協議会会長から委嘱された当委員会委員の1名が審査会委員として参画し、公益的な自主事業を行う4団体について市長へ推薦を行いました。

行政提案型事業は、再募集を含めて3団体より応募があり、当委員会において審査した結果、最終的に2団体を推薦することとなりました。複数回に渡って審査会を実施し、応募団体も事業内容等について再検討されたものの、推薦に至らなかった団体があったことは残念ではありますが、鳥取市の担当部署と団体との連携や、テーマ、コンセプトのミスマッチ等、課題を浮き彫りにすることができた点は収穫であったと考えます。応募団体が具体的かつ訴求力のある取り組みができるよう、担当部署でもよりサポートしていただきたいと思います。また、応募団体の数についても掘り起こしを行い、より多くの団体が手を挙げてくれることを望みます。

これまで当委員会では、審査会終了後の各団体の取組について詳細を把握し

ておらず、前期委員の意見書においても、「採用後どのように活動されているのかを知りたい」との要望がありました。これを受けて、今年度は行政提案型事業2団体の実績について団体、担当部署より報告が行われました。委員会として審査を行った事業を見届けることで、助成金の使途やその成果を確認することができました。また、各団体にとっても本来あるべきチェック機能が付加されたことで、事業内容を改善しつつ継続して活動していただくためにも有益な機会となったのではと思います。本制度が次年度以降もより良いものとして発展していくよう、継続していくべきと考えています。

3 市民活動表彰の審査を行って

鳥取市市民活動表彰制度は、市民活動の推進に顕著な功績のあった活動団体 や個人を表彰し、広く市民に顕彰することにより、市民活動の社会的意義や重 要性の認識を高め、市民活動をより一層推進することを目的として、平成 20 年 度に創設されています。当委員会は、その対象者を選考審査し、被表彰候補者 を推薦するという大変重要な役割を担っています。

選考審査にあたっては、①先駆性・独自性、②発展性、③協働性・連携性、 ④効果性、⑤継続性の 5 つの審査基準に基づき、推薦の適否を「適当」または 「不適」で選択する方式を採用しています。

審査にあたっては「活動内容は多くの地域でも実践されていることではないのか」、「永年活動者に絞った方がよいのでは」といった声や、「そもそも表彰の対象となりうるのか」との意見もありましたが、当委員会としては、"小さな市民活動にも光を"との市民活動表彰の趣旨を踏まえて審査にあたることとしました。また、広い視点に立って総合的に検討し、顕彰していくことによって市民参画の機運醸成を図ることもまた重要であるとの判断から、審査の結果応募のあった6団体すべてを市長に被表彰候補者として推薦することを決定しました。制度の趣旨は意義深いものですので、今後も継続され、市民活動の励みになることを期待します。

一方、この度は応募が6つの団体のみで個人については無かったということもあり、本表彰制度の周知が十分であるかという点については疑問が残りました。自治連合会や公民館を通じて各地域に案内、また市報やホームページなどでも広報してきましたが、まだまだ埋もれている団体や活動があるかもしれません。審査基準の見直しを随時検討することと併せて、新たなチャンネルを模索し、発掘する方策を考えることが必要な時期ではないでしょうか。

4 鳥取市協働のまちづくりガイドラインの策定および地区公民館の活用の 基本方針の策定について

本市においても、高齢化・核家族化・少子化の進行に併せて、地域の過ごしやすい環境づくりがますます求められており、行政需要は増大の一途をたどっています。これら行政施策の効率的な運営を図るためには、市民の参画と協働活動は重要度を増してくるものと思われます。

多様化する今後の社会ニーズを見据えながら、地域がその方策を自ら考え決定していくためにも、まちづくり協議会と自治会との役割をもう少し整理する必要があろうかと思いますし、その拠点施設としての地区公民館のあり方を検討することについても同様です。こうしたことから、"協働のまちづくりガイドライン""地区公民館の活用の基本方針"の策定については本委員会においても重要な課題として、複数期に渡って議論を重ねてきたところです。

今年度は具体的な議論をするための材料が少なく、ガイドラインと活用方針は表裏一体のものとして進めていくべきとの方向性は確認できたものの、対象が見えないまま会議を重ねる結果となりました。委員からは多くの声や要望がありましたが、現状を確認するにとどまり、年間を通じて抽象的な議論に終始してしまったように思います。

平成20年度の「協働のまちづくり元年」からおよそ10年が経過し、各地域の状況は随分変化しています。各地域にとって、より望ましい姿を具体化していく過程に今後も委員会として積極的に関与していきたいと考えます。

参考資料一覧

| 資料番号 | 資料のタイトル |
|--------|---|
| 参考資料1 | 市民まちづくり提案事業助成金交付事業について…P6~P8 【市民活動促進部門】助成事業実績 【協働事業(行政提案型事業)部門】助成事業実績 |
| 参考資料 2 | 鳥取市市民活動表彰制度について…P9~P10 平成 29 年度 鳥取市市民活動表彰被表彰者 |
| 参考資料3 | まちづくり協議会の活動状況について…P11 |
| 参考資料4 | 鳥取市市民自治推進委員会について…P12 鳥取市市民自治推進委員会委員名簿、開催実績 |

1. 市民まちづくり提案事業助成金交付事業について

| 1 | |
|----------|---|
| 交付目的 | 第2条 本助成金は、地域の課題解決やまちの活性化のために、市民等からの視点による自由な発想に基づき提案された「まちづくり事業」を実施することにより、市民活動が活性化し、市民と行政の協働のまちづくりを推進することを目的として交付する。 (鳥取市市民まちづくり提案事業助成金交付要綱) |
| 定義 | 第3条 この要綱において「市民活動団体」とは、鳥取市市民活動の推進に関する条例 (平成15年鳥取市条例第2号)第2条第2号に定める団体をいう。 |
| 助成対象事業 | 第4条 助成の対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)は、第5条に規定する者が自ら企画、運営し実施する本市のまちづくり活動に関する事業であって、市長が事業の内容、時期、経費等が適当と認めたものとし、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1)創造的な市民活動事業 設立後3年未満の市民活動団体が実施する事業(2)公益的な自主事業 設立後1年以上が経過した市民活動団体が実施する事業(3)協働による地域の課題解決等を図る事業ア 地域や市が抱える身近な課題を解決する事業イ 新たな視点からの先駆的、独創的な事業ウ 将来性がある事業(将来的な自立につながる事業) 2 前項の規定にかかわらず、助成対象事業実施にあたり、国又は地方公共団体から、この要綱による助成金以外の助成金の交付を受ける場合は、助成対象事業の対象としないものとする。 |
| 助成金交付対象者 | 第5条 本助成金の交付対象となる者は、助成対象事業を行う市民及び市民活動団体等の各種団体とする。ただし、前条第1号及び第2号に該当する事業の交付対象者は市民活動団体とする。 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本助成金の交付対象となる者としないものとする。 (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を強化育成することを目的とする者 (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする者 (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とする者 (4) 助成対象事業を実施する者が、申請年度において、既にこの要綱による本助成金の交付を受けているとき。 (5) 前条第1号に該当する事業を実施する市民活動団体が、既に当該事業について本助成金の交付を受けているとき。 (6) 前条第2号に該当する事業を実施する市民活動団体が、当該事業において本助成金の交付を通算して3回受けているとき。 |

| 助成金の 算定等 | 【市民活動促進部門】 ・創造的な市民活動事業 過去に本助成金の交付を受けていない設立後3年未満の市民活動団体が企画実施するイベント、研修会等 補助率 10分の10 限度額 10万円 ・公益的な自主事業 設立後1年以上の市民活動団体が実施する公益的な自主事業 補助率 5分の4 限度額 20万円 【協働事業(行政提案型)部門)】 市と協働することでさらなる効果が期待できる事業で、以下のいずれにも当てはまるソフト事業を対象とします。 (1)地域や市が抱える身近な課題を解決する事業 (2)新たな視点からの先駆的、独創的な事業 |
|-------------|---|
| | |
| | (2) 新たな視点からの先駆的、独創的な事業 (3) 将来性がある事業 |
| | 補助率 10分の10 限度額 40万円 |
| 対象経費 | 報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料 |

【市民活動促進部門】助成事業実績

(単位:円)

| No. | コース | 団体名 | 事業名 | 事業概要 | 事業費 | 交付決定額 |
|-----|-----|-------|-------|-----------------------|----------|----------|
| 1 | | 鳥取県東 | 手話落語公 | 手話落語を楽しんで目にすることにより手 | 201, 616 | 139, 000 |
| | | 部手話サ | 演会 | 話を身近に感じてもらい、手話を学ぶきっか | | |
| | | ークル連 | | け作りや聴覚障がい者理解の促進、手話普及 | | |
| | | 絡協議会 | | へとつなげていく。 | | |
| 2 | | 困り感を | 発達障がい | 発達障がい成年への学びや生活を中心に、当 | 250,000 | 200, 000 |
| | | 抱える子 | への理解・ | 事者や家族の思いを伝え、益々の理解・啓発、 | | |
| | | を支援す | 啓発事業 | 本会活動の推進を目指し、記念フォーラムを | | |
| | 公益的 | る親の会/ | (らっきょ | 開催する。 | | |
| | な自主 | らっきょ | うの花 設 | | | |
| | 事業 | うの花 | 立10周年 | | | |
| | | | 記念フォー | | | |
| | | | ラム) | | | |
| 3 | | アモーレ | 弓場徹・松 | 弓場氏、松浦氏それぞれのソロ、歌とチェロ | 652, 101 | 200, 000 |
| | | 鳥取ボヌ | 浦ふさ代ジ | の共演を行う。イタリアと鳥取の親善交流に | | |
| | | ッチの会 | ョイントコ | 資する演奏会とし、併せて鳥取の音楽文化の | | |
| | | | ンサート | 興隆を図る。 | | |

| No. | コース | 団体名 | 事業名 | 事業概要 | 事業費 | 交付決定額 |
|-----|------------------|--------------------------------|-----------|--|----------|----------|
| 4 | 公益的 な自主 事業 | 特定非営利 活動法人 ハーモニィ カレッジ | コソダテゼミナール | 子どもの冒険遊び場を中心として馬と のふれあい体験等を行う。また当団体 の子育て支援のこれまでの取組を振り 返り、これからのあり方について語り 合う場を設ける。 | 253, 540 | 200, 000 |

【協働事業(行政提案型事業)部門】助成事業実績

(単位:円)

| No. | 団体名 | テーマ | 事業名 | 事業概要 | 事業費 | 交付決 定額 |
|-----|-------------------------------|--|--------------------------------------|--|----------|-----------|
| 1 | 鳥取砂のル ネッサンス 実行委員会 | 「砂像の まち鳥取」 推進につ ながる事 業 | 鳥取砂のルネ ッサンス 2017 ちびっこ砂像 選手権 | 小学生以下による砂像コンテストを 実施する。本事業を実施することで 観光客、市民の親子連れに砂像を身 近に触れ合ってもらい、未来の砂像 作家の育成につなげる。 | 426, 978 | 400, 000 |
| 2 | 鳥取の女性 を応援する 実行委員会 | 女性の活 躍推進に つながる 事業 | 女性活躍応援 事業 | 鳥取の女性が社会で活躍するための きっかけとなるような講演会、座談 会、体験型ワークショップを開催す る。またいきいきと過ごす女性を増 やし、地域の活性化につなげる。 | 400,000 | 400, 000 |
| 不採択 | まちなか暮 らし情報発 信プロジェ クト | 地域 が が は は な な か は の 出 が る れ の は の は の は の は の は の は の は の に の ま の に の ま の に の ま の が の に の の に の の に の の に の の に の に の に の に の の に の の に の に の の に の の に の の に の の に の に の の に の の に の の に の の に の の に の の の の に の の に の の の に の の の の に の の の の の の の に の の の の の の の の の の の の の | まちなか暮らし情報発信 | 大学生等若者世代を対象にSNSや ネットラジオ等を通じて「おすすめ ルートマップ」「袋川を利用しての サップ等の体験」などの情報発信を 行い、まちなか暮らしの魅力を伝え る。 | 423, 760 | 0 |

2. 鳥取市市民活動表彰制度について

| 目的 | 第2条 本表彰は、鳥取市市民活動の推進に関する条例(平成15年鳥取市条例第2号。以下「条例」という。)第6条第6号に基づき、市民活動の推進に顕著な功績のあった者を表彰し、広く市民に顕彰することにより、市民活動の社会的意義や重要性の認識を高め、もって市民活動をより一層推進することを目的とする。 |
|------|--|
| 定義 | 第3条 この要綱において「市民活動」とは、条例第2条第1号に定める活動をいう。 |
| 表彰対象 | 第4条 この表彰は市民活動の推進に顕著な功績のあった市民及び市民活動団体、事業者に対して行う。ただし、本市が設ける他の表彰制度に該当するものを除くものとする。 |
| 選定 | 第5条 市長は、被表彰者を決定する際は、鳥取市自治基本条例(平成20年鳥取市条例第25号。)第28条に定める市民自治推進委員会の意見を聴くものとする。 |

「鳥取市市民活動表彰要綱」抜粋

平成29年度 鳥取市市民活動表彰被表彰者

| | 活動者·活動 | 活動内容 |
|---|-------------------------|---|
| | 団体 | |
| 1 | ボランティア "城山まもり たい" | 【まちづくりの推進を図る活動】 「歴史や自然学習の場・散策や登山などを楽しむ憩いの場」として 城跡公園の保全に努めることを目的とし、清掃作業や自然環境整備を 進めている。しかの学校応援団と協働で地域と学校の連携強化を図っ ている。 |
| 2 | のばなの会 | 【健康の増進を図る活動】 老人施設・公民館・市民健康サロン等において、認知症・市民の健康年齢の延長を目的として、生ギターによる合唱の音楽と健康体操を融合させた「心と体の健康講座」を開催し、健康の増進を図る活動を行っている。 |
| 3 | 南吉成クラブみなみ会 | 【まちづくりの推進を図る活動】 公園等の環境整備、独居高齢者宅訪問の実施、いきいきサロンを開設し地域福祉活動の推進、また町内会と一緒に交通安全運動や防災訓練等様々な活動へ積極的に参加し、地域の方々の暮らしを温かくサポートしている。 |

| 4 | 古郡家環境保全隊 | 【農山漁村の振興を図る活動】 集落の農地等の保全維持、地域住民や子ども達と一緒に通学路等への植栽、久末川土手の桜土手づくりを行い、集落の活性化に貢献している。また古代米作り等、地域の歴史・文化を活かした農村環境づくりを進めている。 |
|---|---------------|---|
| 5 | 越路環境保全 | 【環境の保全を図る活動】 ため池の草刈りや獣害被害防止用の金網設置等を行う他に、集落内 に花を植栽して景観維持に努めている。水辺の生物の観察を一緒にし ている子ども会から、楽しみながら地元の自然の現状を知ることが出 来ると喜ばれている。 |
| 6 | 城北ふらっと サロン | 【まちづくりの推進を図る活動】 健康診断やカラオケ等、住民が集い交流する場を毎週開設している。 行政や地域の福祉事業所等との窓口として情報伝達を行ったり、高齢 者の居場所作りに貢献しており、地区のまちづくりに欠かせない組織 となっている。 |

3. まちづくり協議会の活動状況について(平成30年3月末時点)

| 地区名 | 1. まちづくり協議会の設置状況等 (鳥取地域) | | | | | 2. まちづくり協議会の設置状況等 (新市域) | | |
|-----|--------------------------|-------------|------|---------------|-----|-------------------------|-------------|------|
| | 設立済 | 協議会設立年月日 | 計画作成 | 地域 | 地区名 | 設立済 | 協議会設立年月日 | 計画作成 |
| 久松 | 0 | H21. 6. 19 | • | | 大茅 | 0 | H21. 4. 18 | • |
| 遷喬 | 0 | H21. 9. 29 | • | 国府 | 成器 | 0 | H20.11.28 | • |
| 城北 | 0 | H21. 1. 23 | • | | 谷 | 0 | H21. 3. 14 | • |
| 浜坂 | 0 | H21. 2. 27 | • | | 宮下 | 0 | H20. 12. 18 | • |
| 中ノ郷 | 0 | H21. 1. 22 | • | | あおば | 0 | H21. 1. 25 | • |
| 醇風 | 0 | H21. 3. 27 | • | 福部 | 福部 | 0 | H20. 11. 26 | • |
| 修立 | 0 | H22.3.6 | • | | 河原 | 0 | H21. 11. 16 | • |
| 日進 | 0 | H21. 5. 21 | • | 河原 | 国英 | 0 | H21. 9. 29 | • |
| 富桑 | 0 | H21. 3. 17 | • | | 八上 | 0 | H22. 3. 14 | • |
| 明徳 | 0 | H21. 8. 24 | • | | 散岐 | 0 | H21. 3. 25 | • |
| 美保 | 0 | H21. 3. 25 | • | | 西郷 | 0 | H21. 12. 6 | • |
| 美保南 | 0 | H20. 12. 13 | • | | 用瀬 | 0 | H21. 3. 24 | • |
| 稲葉山 | 0 | H21. 11. 17 | • | 用瀬 | 大村 | 0 | H21. 3. 7 | • |
| 岩倉 | 0 | H20. 12. 12 | • | | 社 | 0 | H22. 3. 20 | • |
| 倉田 | 0 | H21. 1. 19 | • | 佐治 | 佐治 | 0 | H21. 2. 8 | • |
| 面影 | 0 | H21. 2. 1 | • | | 瑞穂 | 0 | H20. 12. 20 | • |
| 津ノ井 | 0 | H21. 2. 20 | • | | 宝木 | 0 | H20. 11. 19 | • |
| 若葉台 | 0 | H20. 4. 27 | • | 気高 | 逢坂 | 0 | H21. 2. 5 | • |
| 米里 | 0 | H21. 2. 22 | • | | 浜村 | 0 | H21. 5. 14 | • |
| 神戸 | 0 | H21. 3. 24 | • | | 酒津 | 0 | H22. 4. 24 | • |
| 大和 | 0 | H20. 11. 29 | • | | 鹿野 | 0 | H21. 3. 1 | • |
| 美穂 | 0 | H21. 6. 27 | • | 鹿野 | 勝谷 | 0 | H21. 2. 7 | • |
| 東郷 | 0 | H21. 3. 15 | • | | 小鷲河 | 0 | H21. 3. 26 | • |
| 大正 | 0 | H21. 5. 9 | • | | 日置 | 0 | H20. 11. 25 | • |
| 豊実 | 0 | H20. 12. 20 | • | 青谷 | 日置谷 | 0 | H20. 12. 7 | • |
| 明治 | 0 | H21. 1. 24 | • | | 勝部 | 0 | H21. 1. 20 | • |
| 松保 | 0 | H21. 5. 14 | • | | 中郷 | 0 | H20. 10. 18 | • |
| 湖南 | 0 | H21. 5. 8 | • | | 青谷 | 0 | H20. 12. 25 | • |
| 末恒 | 0 | H20. 8. 30 | • | | 計 | | | 28 |
| 湖山 | 0 | H21. 10. 28 | • | 合計 | | 61 | | 61 |
| 湖山西 | 0 | H20. 11. 9 | • | | | | | |
| 賀露 | 0 | H21. 9. 13 | • | ●支援宣言実施済 61地区 | | | | |
| 千代水 | 0 | H20. 11. 28 | • | ○計画策定報告有 61地区 | | | | |
| 1 | 1 | 1 | 1 | | | | | |

33

計

33

4. 鳥取市市民自治推進委員会について 鳥取市市民自治推進委員会委員名簿、開催実績

(1) 委員長・副委員長

 委員長
 中川
 玄洋

 副委員長
 下澤
 理如

(2)委員名簿

| 区分 | 氏名 | 備考 | | | |
|----------|--------|------------------------|--|--|--|
| 学識経験のある者 | 佐藤 匡 | 鳥取大学地域学部准教授 | | | |
| (2人) | 上田 雅稔 | 弁護士 | | | |
| 民間団体に属する | 下澤 理如 | 鳥取市自治連合会副会長 | | | |
| 者 | 佐々木ちゑ子 | 鳥取市連合婦人会会長 | | | |
| (5人) | 谷口 拓史 | (公社) 鳥取青年会議所 副理事長 | | | |
| | 中川 玄洋 | (特非) 学生人材バンク 代表理事 | | | |
| | 安田 里菜 | とっとり若者地方創生会議メンバー | | | |
| 公募による者 | 有田 裕 | 「猪子の美しい農地・水をみんなで守ろう会」会 | | | |
| (3人) | | 長 | | | |
| | 池井 輝夫 | (社福) 敬仁会副理事長 | | | |
| | 鈴木 伝男 | 城北地区自治連合会副会長 | | | |

(3) 開催実績

| 年度 | 回 | 開催日 | 主な協議内容 |
|---------------------|-----|------------------|---|
| 平成 29 年度 (6 回開催) | 第1回 | 平成 29 年 4 月 28 日 | 委嘱状の交付、委員長の選出、今年度の活動 計画 市民まちづくり提案事業(市民活動促進部門) 審査会委員の選出について |
| | 第2回 | 平成 29 年 6 月 27 日 | 市民まちづくり提案事業(協働事業部門(行政提案型事業))交付申請団体の審査「参画と協働のまちづくりフォーラム(仮)」について |
| | 第3回 | 平成 29 年 8 月 1 日 | 市民まちづくり提案事業(協働事業部門(行 政提案型事業))交付申請団体の審査 委員会における調査・審議の内容について |
| | 第4回 | 平成 29 年 9 月 1 日 | 鳥取市の現状と課題について 安心して楽しく暮らせる地域の拠点について |
| | 第5回 | 平成 29 年 10 月 5 日 | 市民まちづくり提案事業(協働事業部門(行 政提案型事業))交付申請団体の審査 平成29年度市民活動表彰者の選考 |
| | 第6回 | 平成 30 年 3 月 26 日 | 来年度活動方針、計画等の検討 委員会活動報告書について |